

商標をとりまく国際情勢 ～海外における模倣品被害の実態と対策について～

網谷 麻里子^(*)

1. 特許庁とは


特許庁の設立は、1885年、専売登録所として設立されました。現在では経済産業省設置法第14条に基づいて、経済産業省の外局として、特許庁、資源エネルギー庁及び中小企業庁が設置されています。特許庁の主な業務は、発明、実用新案、意匠及び商標に関する事務を行うことを通じて経済及び産業の発展をはかることを任務としています。庁内の体制は、庁の施策整備・法整備等を担当する「総務部」、出願書類の方式審査及び商標審査を担当する「審査業務部」、意匠審査及び特許審査を担当する部署が「審査第一部」、「審査第二部」、「審査第三部」及び「審査第四部」と別れており、特許・実用・意匠・商標の審判を担当する「審判部」、そして公報の閲覧、対外情報サービス J-Plat-Pat の運営、人材育成及び研修等を行う「独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT)」です。人員は、平成28年度では特・実審査官が1702人、意匠審査官が48人、商標審査官が137人、審判官が383人、事務官が534人の合計2804人が働いています。

2. 商標とは

商標権とは、商品やサービスと、文字やマークがセットで1つの権利となっています。例えば、「スマートフォン(携帯電話)」に「リンゴのマーク」、「ビール」に「★のマーク」というように必ずセットで出願することになっています。

商標というのは、特許庁に出願され登録が認められて初めて効力を得ることになります。大きなメリットを2点挙げると、1点目は「自分が登録商標を独占的に使用する権利」を得ることができること。そして2点目は、「他人の使用を排除できる権利」を得ることができるということです。

0. 商標ってなに～商標権の効力～

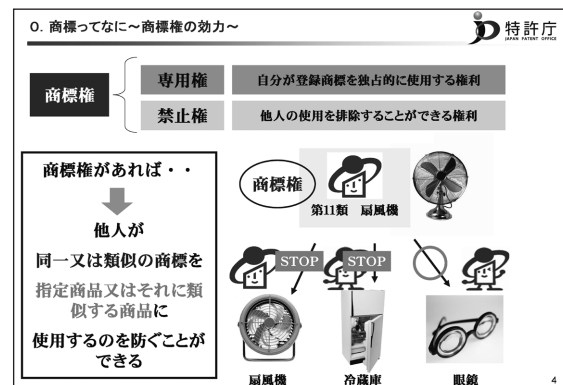


商標権	専有権	自分が登録商標を独占的に使用する権利
	禁止権	他人の使用を排除することができる権利

商標権の効力が及ぶ範囲	指定商品又は役務			
	同一	類似	非類似	
商標	同一	専有権	禁止権	×
	類似	禁止権	禁止権	×
	非類似	×	×	×

3

同一の商標・同一の商品又は役務については、専有して使用する権利が発生し、商標が似ていて、かつ、商品も似ている場合には他人の使用を排除できるということです。



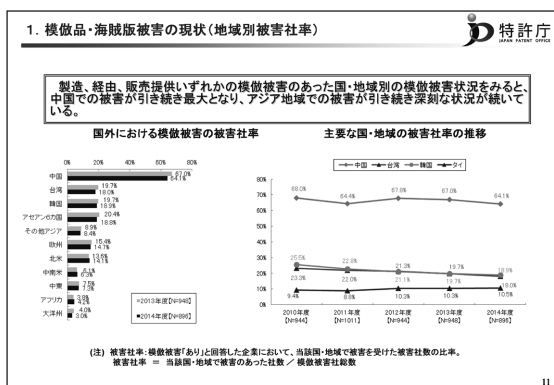
例えば、扇風機に付されているマークが登録されていた場合、他の人が扇風機に同じマークを使っていたら「やめてください」と言えます。扇風機と冷蔵庫は特許庁では類似の商品だと分類されていますので、他人が冷蔵庫にこれと似たマークを使うことも「やめてください」と言えます。しかし、非類似の商品であるメガネに、類似のマークを使ったとしても、「やめてください」と言える権利はありません。

(*) 特許庁総務部国際協力課 商標政策班長

3. 模倣品海賊版被害の現状

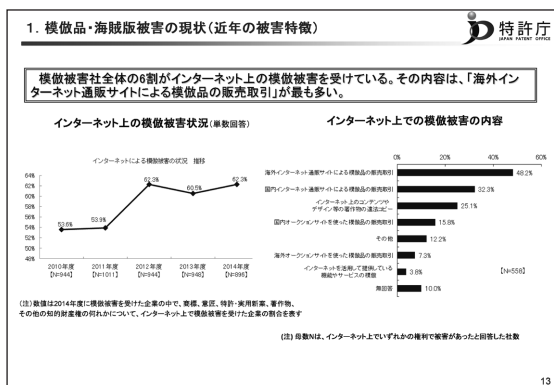
特許庁は模倣品被害の実態を把握するため、1996年から毎年、国内外での模倣被害に関するアンケート調査を実施しています。

2015年に行った「2015年度模倣被害実態調査」では、回答社数4090社のうち、模倣被害があったと回答した企業は896社、模倣被害率は21.9%でした。



これは、地域別被害社率に関する資料です。

上のグラフは2014年度に模倣被害にあった企業が、どこの国や地域で被害があったのかを表したものです。国・地域ごとの被害社率をみると、中国での被害が最も多く64.1%となっています。



近年の模倣被害の2点の特徴が挙げられます。1点目は、インターネット上での被害が挙げられます。インターネット上の被害とは、インターネット通販サイトやオークションサイトを使った模倣品の販売取引等を指します。模倣被害を受けた企業896社のうち、インターネット上の模倣被害を受けた企業の割合は6割以上となっております。

インターネット上での模倣被害の内容は、「海外イ

ンターネット通販サイトによる模倣品の販売取引」が最も多い結果となっています。そして、2点目は、模倣手口において中国でも巧妙化が進んでいるということです。具体的な手口として「見た目はそっくりに作り、商標を付けずに販売」、「中身と、包装やロゴシールなどを別々の場所で製造し、販売時に合わせる」等があり、多様な手口が存在しています。

模倣被害調査では、企業が実施している模倣品対策についても調査しています。何らかの模倣被害対策の実施率は、51.6%であって、前年度の41.7%と比べ増加しました。模倣被害対策の内容は、「国内外での知的財産権の取得」(79.5%)の回答が最も多く、次いで「専門家(弁理士・弁護士)への相談」(35.2%)「模倣品の製造業者・販売業者への警告」(24.7%)、「製造業者の調査」(18.6%)が続いています。

4. 模倣品問題に対する取組

内閣府が2014年10月に実施した知的財産に関する特別世論調査によると、「本物よりも価格が安い」や、「公然と売っているから」という理由により、模倣品・海賊版の購入を容認するとした回答者の割合が4割を超える結果となりました。このことから、模倣品・海賊版撲滅に向けた普及啓発活動等を通じて、消費者意識の改善を図る必要があるといえます。

そのため、特許庁では、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」という消費者意識を醸成するべく、知的財産戦略本部をはじめ関係省庁の協力のもと、ポスター、新聞・雑誌広告、特設ウェブサイト、インターネットバナー等の様々な広報媒体を用いた啓発活動「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施しており、2003年度より毎年行っています。

2. 模倣品問題に対する取組(普及啓発)

<2015年度キャンペーンイメージ>

「あなたと社会に、ニセモノは悪です」

「ちょっと待って! いま入れた商品は本モノ?」

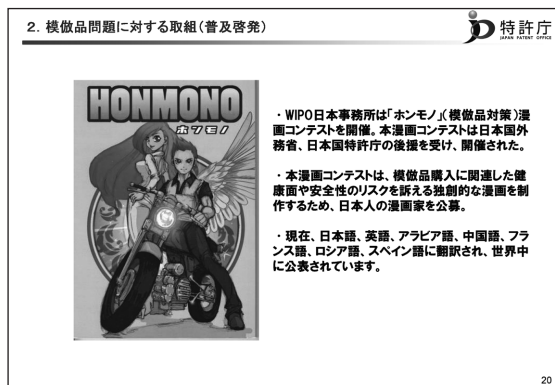
「我々は偽物をインターネットで販売し、不正に利益を得る犯罪組織。」

19

2015年度は、模倣被害を受けた日本企業の約6割

がインターネット上で被害を受けている状況を踏まえ、インターネットサイトを利用する消費者を重点ターゲットとし、「あなたと社会に、ニセモノは悪です。」をキャッチコピーに、12月1日からキャンペーンを展開しました。

具体的には、特許庁ホームページ内にキャンペーンウェブサイトを開設。悪質業者の犯罪手口を紹介する動画の配信のほか、模倣品の見分け方や怪しいサイトの見分け方、怪しい通販サイトでの手口の傾向と対策を分かりやすく紹介しています。ネット通販サイトでは、さまざまな販売店が来店しています。通販サイトの審査を通過した中にも模倣品業者が紛れていたりすることもあります。また「スーパーコピー」や「アウトレット」「型落ち品」といった表現で模倣品を売っている偽物専門サイトや、商品すら送らずにお金や個人情報抜き取りだけの悪質業者もいます。さらに、価格比較サイトからリンクされている通販サイトにも偽物販売サイトが含まれている可能性があるため、価格の安さに飛びつかず、きちんと調べた上で安全なネットショッピングを楽しんでほしいと考えます。特に、若い世代の方はインターネットで買い物をすることが多いことから購入する前に1度当該サイト⁽¹⁾を確認いただきたいと考えます。



また、特許庁では知的財産に関する国連の専門機関WIPOの外部事務所の一つであるWIPO日本事務所と連携し、WIPO ジャパンファンドの予算のもと、「ホンモノ」(模倣品対策)漫画コンテストを開催しました。この漫画コンテストは、模倣品購入に関連した健康面や安全性のリスクを訴える独創的な漫画を制作するため、日本人の漫画家を公募しました。上記に掲載されているものが実際の優勝作品となります。この漫画は、

現在、日本語、英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語、スペイン語に翻訳され、世界中に公表されています。漫画の内容は、店員の若者が騙されて模倣品を購入してしまい、やがて模倣品が招く深刻な被害に遭うといった事件に、どのように対処していくかを描いた物語となっています。

その他にも特許庁は、知的財産権の保護に関する意識向上や執行能力の向上を目的として、新興国における人材育成協力を実施しています。現地での権利取得、そしてその保護のためには各国における知的財産権保護に携わる人材の育成が非常に重要であると考え、積極的に受入を行っています。1996年度から2014年度までに、アジアを中心に4,661名の研修生を受け入れ、また、568名の専門家を派遣、現地の税関職員や警察職員などの執行機関職員は、2014年度までに22ヶ国、397名を招致しました。

政府レベルで経済連携協定(EPA)を締結する際、その中に知的財産の問題解決に関する条項を盛り込むことが多くなってきています。相手の国で知財を守ろうとする場合、法律や運用に問題があり、知的財産が十分に守れないといった場合、EPAの仕組みは効果的です。

EPAに関する、具体的な例は、「十分な知財保護の確保の観点」から、特許に関して、我が国の審査結果を利用して迅速・的確に権利付与されることがシンガポール、マレーシア、タイで実現しています。商標に関して、我が国で周知の商標が相手国で保護されることが、インドネシア、マレーシア、タイで実現しています。エンフォースメントの強化の観点からは、税関差し止め対象権利の拡大や刑事罰対象権利の拡大などが、インドネシア、フィリピン、タイで実現しています。その他、権利取得手続きの容易化、将来的な懸念事項を話し合う知財委員会などの設置を約束しています。

「環太平洋経済連携協定」(TPP)については、知的財産分野の交渉における主な要求事項の1つとして「知的財産権の権利行使の強化」として、模倣品・海賊版対策強化として(著作権侵害や不正商標の疑いのある物品の輸出入の職権での差止め権限の付与、政府当局による著作権侵害物品や不正商標商品の没収・廃棄権限の付与、商標権を侵害しているラベルやパッケージの使用に対する刑事罰の導入の義務化などが挙げられています。

(1) <http://www.jpo.go.jp/mohouhin/27fy/campaign/>

次に、日本企業に対する模倣品問題の相談対応・情報提供を紹介します。海外における日本企業の活動を支援するため、海外事務所(JETRO)、に調査員(知財専門家)を派遣し、現地において調査活動や相談対応を行っています。現在、米国・欧州・タイ・シンガポール・中国・韓国・インド・UAE・台湾・サンパウロに調査員を派遣しています。また、現地の知財情報をメルマガやウェブサイトでスピーディーに関係者へ配信するなど、現地駐在の調査員を活用して、情報収集や情報提供をしています。さらに、模倣被害の多発する国・地域における知的財産法制度や対策方法に関する有益な情報を取りまとめた「模倣対策マニュアル」を作成し、公表・配布しているほか、国内外の日系企業を対象としたセミナーの開催等も行っています。

次に、商標権の侵害について、取り上げます。商標法において侵害とみなす行為は、商標法第37条では専用権を侵害する行為として「一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用」として規定しています。次に、商標法第70条では類似する商標等について、第25条を引用し「『登録商標』には、その登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとするれば登録商標と同一の商標であると認められるものを含むものとする。」と規定しています。そして、直接侵害は、商標法第78条において「商標権又は専用使用権を侵害した者は、10年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金(併科あり)」及び間接侵害は、商標法第78条の2として「商標権又は専用使用権を侵害する行為とみなされる行為を行った者は、5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金(併科あり)」と規定されています。しかし、特許庁ではそれを取り締まる権限がないことから、警察・税関をはじめとする取締機関との連携が、模倣品を取り締まる重要なポイントとなっております。例を挙げると特許庁では国内における模倣品取締のため、産業財産権侵害に関する警察・税関からの照会に逐次対応しています。具体的には、特許庁に登録されている登録原簿の照会や、模倣品に使用されている商標と登録されている商標が同一又は類似するか否かに関する照会を受け付けています。その数は1200件以上です。税関との連携については、知的財産権の執行強化に向けて、模倣品対策における税関と特許庁の連携について合意書を作成し、それに基づき、協力しています。具体的には「関税法に基づく税関長から特許庁

長官への意見照会制度」として、特許権、実用新案権又は意匠権について、認定手続が開始された場合、権利者又は輸入者は、一定期間内であれば、税関長に対し技術的範囲等(特許発明・実用新案の技術的範囲又は登録意匠及びこれに類似する意匠)に属するか否かに関し、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。また税関長は、権利者又は輸入者の求めがなくても、必要と認めるときは技術的範囲等に関し、特許庁長官に意見照会することができる制度です。そして、その意見照会への回答書の作成は、特許庁審判部が担当し、事案に習熟した3名以下の審判官を担当官として指名して、判断がなされることとなります。次に、「関税法に基づく犯則調査協力」とは、知的財産侵害物品等の密輸入などの関税法の罰則に該当する違反事件(犯則事件)について、その事実を明らかにし、犯則行為者に対する刑事責任を追及するため、犯罪捜査に準ずる方法で行う、税関職員が行う調査です。そして、その犯則調査への特許庁の対応は、権利の存続の確認、商標の同一又は類似の判断を文書で回答しています。の産業財産権を侵害していると思われる商品について、商標が類似するか否か等について、文書で回答しています。最後に「税関職員の能力向上のため、産業財産権に関する研修に協力」については、税関及び特許庁は、相互の制度について理解を深めるため、各々の研修機関が実施する職員への関税法、産業財産権法関係法令及び双方の業務等に関する研修に相互の職員を講師として派遣するなど協力を図っています。

5. まとめ

まとめとして、模倣品を世の中からなくすことは容易なことではありません。しかしながら、模倣品は社会的不安を招く一要素となり、犯罪の一助となり、ひいては国民のモラルの低下を招く一要素となります。それらを防ぐために、特許庁では関係省庁と連携をして、普及啓発、人材育成、企業支援、国際調和、執行機関との連携を図っています。

本セミナーにご参加された皆様におかれては、模倣品を目にする機会がありましたら、決して購入することのないようにしていただけたらと考えます。